

鳥取県監査委員事務局組織規程

昭和47年3月17日

鳥取県代表監査委員訓令第2号

改正 昭和49年1月14日監委訓令第1号
昭和49年4月1日監委訓令第2号
昭和52年1月25日監委訓令第1号
昭和54年3月27日監委訓令第1号
昭和59年3月27日監委訓令第1号
昭和61年2月14日監委訓令第1号
平成11年3月31日監委訓令第1号
平成13年3月30日監委訓令第1号
平成17年3月29日監委訓令第1号
平成19年3月30日監委訓令第1号
平成20年3月28日監委訓令第1号
平成23年3月29日監委訓令第1号
平成31年3月29日監委訓令第1号
令和2年3月27日監委訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程を次のように定める。

鳥取県監査委員事務局組織規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、鳥取県監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。
(平19監委訓令1・一部改正)

(課の設置)

第2条 事務局に、次の課を置く。

監査第一課

監査第二課

(平19監委訓令1・一部改正・令2監委訓令1・一部改正)

(課の分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

監査第一課

- (1) 人事に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 公印の管守並びに文書の收受、審査、発送、編さん及び保存に関する事。
- (4) 監査の執行計画に関する事。
- (5) 定期監査に関する事。
- (6) 決算審査（企業会計を除く。）及び基金運用状況の審査に関する事。
- (7) 例月現金出納検査（企業会計を除く。）に関する事。
- (8) 業務適正化評価報告書の審査に関する事。
- (9) 健全化判断比率等の審査に関する事。
- (10) 外部監査に関する事。
- (11) 情報セキュリティ及びウェブサイトの管理に関する事。
- (12) 研修に関する事。

監査第二課

- (1) 行政監査に関する事
- (2) 財政的援助団体等監査に関する事。
- (3) 決算審査（企業会計に限る。）に関する事。
- (4) 例月現金出納検査（企業会計に限る。）に関する事。
- (5) 指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務に係る監査に関する事。
- (6) 随時監査に関する事。
- (7) 住民監査請求に係る監査に関する事。
- (8) 請求（前号に掲げるものを除く。）又は要求に基づく監査に関する事。

(9) 職員の賠償責任に係る監査等に関すること。

2 前項に定めのない事務については、監査第一課の分掌事務とする。ただし、事務局長が別に定める事務にあつては、この限りでない。

(昭 49 監委訓令 1・昭 54 監委訓令 1・昭 61 監委訓令 1・平 11 監委訓令 1・平 13 監委訓令 1・平 19 監委訓令 1・平 20 監委訓令 1・平 23 監委訓令 1・一部改正・令 2 監委訓令 1・一部改正)

(職員の職)

第 4 条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、監査主幹、監査副主幹、主事及び技師並びに特別調査員とする。

(昭 49 監委訓令 2・昭 52 監委訓令 1・昭 59 監委訓令 1・平 17 監委訓令 1・平 19 監委訓令 1・平 20 監委訓令 1・平 23 監委訓令 1・一部改正)

(職務)

第 5 条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1) 事務局長 監査委員の命を受け、局務を掌理する。

(2) 次長 事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 参事 上司の命を受け、重要な局務に参画する。

(4) 課長 上司の命を受け、課務を掌理する。

(5) 監査主幹、監査副主幹、主事及び技師並びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。

(昭 49 監委訓令 2・昭 52 監委訓令 1・昭 59 監委訓令 1・平 11 監委訓令 1・平 17 監委訓令 1・平 19 監委訓令 1・平 20 監委訓令 1・平 23 監委訓令 1・一部改正・平 31 監委訓令 1・一部改正)

(雑則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 49 年 1 月 16 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年監委訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 52 年 1 月 25 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 61 年 2 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 11 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年監委訓令第 1 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。